## 規則

情 報 知 通 事 信  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 所 技術 管 す 、る条例  $\mathcal{O}$ 利 用 に関 等  $\mathcal{O}$ する 規定 規 に 則 基づく民  $\mathcal{O}$ 部 間 を改正する規 事業者等が 則 行 う書面 をここに  $\mathcal{O}$ 公布 保 存 する 等に お け

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県規則第七号

ける情 知事の所管す 報通信 る  $\mathcal{O}$ 技 条 術 例  $\mathcal{O}$ 利  $\mathcal{O}$ 用 規 定 に 関 に する規 づ < 則 民 間  $\mathcal{O}$ 事 業者 部 がを改正 等 が す 行 る う 規 書 面  $\mathcal{O}$ 存 等 に お

お ける情報通 知  $\mathcal{O}$ 信 所管する  $\mathcal{O}$ 技 術 条例  $\mathcal{O}$ 利用に 等  $\mathcal{O}$ 関する規 規定に基づ 則 く民間 伞 成 事業者 + 八 年 等が 埼玉 県 行 規 う 書 則 第二十 面  $\mathcal{O}$ 保 · 四 号)

の一部を次のように改正する。

+. 四号) 别 表第  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 中 埼 玉 「第十二条」 県 浄 化槽保 の 下 に 守点 検業者 「 及 び 第十三条 登 録 条 例  $\mathcal{O}$ (昭 五. 和 を 六 加 +える。 年 埼 玉 条 例 第 兀

よう 中 表第 「第二十三条第十二項」 加 える。 \_\_ の三埼玉 県税条例 施行規 を 「第三十五 則 (昭 条の二第十二項」 和二十五 年 埼 玉県規 則 改 め 第 兀 +同 表に次 号 0  $\mathcal{O}$ 

法 フ 律 口 施 行 類 細  $\mathcal{O}$ 使 則 用 伞  $\mathcal{O}$ 成 合 十 理 兀 化 年 及 埼 び 玉県 管 理 規  $\mathcal{O}$ 適 則 第 正 十三号) 化 に 関す る 第 十 五. 条 第 項

び第十三条 表 第二  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五. 埼 を 玉 加 県 える 浄 化槽 保 守 点 検 業者 登録条 例  $\mathcal{O}$ 項 中 第 +条」  $\mathcal{O}$ 下 に

五. 別 表  $\mathcal{O}$ 第二 第 +  $\mathcal{O}$ 二埼玉 項 県税条例 に 改  $\otimes$ 施 同 表 行 に 規 次 則  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項 ょ う 中 に  $\neg$ 加 第二十三条第十 える。 \_ 項 を 「第三十

フ 律 口 施 ン 行 類  $\mathcal{O}$ 則 使用  $\mathcal{O}$ 合 理 化及 び 管 理  $\mathcal{O}$ 適 正 化 に 関 す る 第 + Ŧī. 条 第 項

お け る情報通信 知 事  $\mathcal{O}$ 所  $\mathcal{O}$ 管 技術 す る 条  $\mathcal{O}$ 利用 例 等 に  $\mathcal{O}$ 関す 規 定 , る規則 に 基 づ  $\mathcal{O}$ < 民 部を次 間 事 業 者 のように改正する。 等 が 行 う 面  $\mathcal{O}$ 保 存 等

削 第 \_  $\mathcal{O}$ \_ 食品 衛生法施行 条例 平 成 十二年埼玉県条例 第二十二号)  $\mathcal{O}$ 項

別 表 第  $\mathcal{O}$ 食 品 衛 生法 施 行 条 例  $\mathcal{O}$ 項 を 削 る

別表第一の三食品衛生法施行条例の項を削る。

別表第二の一食品衛生法施行条例の項を削る。

別表第二の二食品衛生法施行条例の項を削る。

- 施行する  $\mathcal{O}$ 規 則 は、 次の 各号に掲げる 区分に応じ、 それ ぞれ当該各号に定める 日 か
- 第一条中 別 表第 一の三及 CK 表第二の二の 改 正 規定 公布  $\mathcal{O}$ 日
- 第一条中別表第 及 び 別 別 表第二の \_  $\mathcal{O}$ 改 正 規定 令和 二年 兀 月 \_ 日
- 第二条の規定 令 和二 年六 月一日
- 生法施行 る。 を有する。 項に係る部 等が行う書面 (食品衛生法施行条例 の三(食品衛生法施 第二条の規定による改正 条例 別表第一の二(食品衛生法施行条 分に限  $\mathcal{O}$ の保存等における情報通信 項に係 る。 行条例 る部 (平成十二年埼玉県条例第二十二号)  $\mathcal{O}$ 規定 分に 前  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は、 項に係る 限 知事 る。 の所 令和三年五月三十一日までは、  $\smile$ 及 部  $\mathcal{O}$ 管する条例 分に 技術 例 び  $\mathcal{O}$ 別 項に係るに 限 表二の二(食品  $\mathcal{O}$ (る。)、 利用に関する規則別表第一の一 等  $\mathcal{O}$ 規定に 部分に限る。)、 別表  $\mathcal{O}$ 第二の 衛生法施行 基 項に係る部分に限 ずづ なおその効力 一(食品 民 間 事業者 条例 別表  $\mathcal{O}$ 第 衛